

仮執行宣言の申立てに必要なもの

① 仮執行宣言の申立書 1通

A4サイズの内紙を縦長に置き、横書きで表側だけに記載してください。申立印（支払督促申立時使用の印）を押してください。ページ上部余白に捨印を押しておくこと訂正がある場合に便利で、申立手数料（収入印紙）は不要です。

② 仮執行宣言付支払督促正本送達用郵便切手 アカイのいずれか （仮執行宣言の手続費用として請求できます。）

- ア 債権者用は簡易な受領方法でも構わない場合
（債権者用） 郵便切手84円＋受書（申立書の下部に記載）
（債務者用） 郵便切手1099円×債務者数
- イ 債権者用も特別送達を希望する場合
（債権者用） 郵便切手1089円
（債務者用） 郵便切手1099円×債務者数

※ 郵便物の重量に応じて郵便料金が変わりますので、請求の趣旨及び原因等の枚数により、重量が増える見込みがある場合は、お問い合わせください。

③ 送達結果通知用 郵便はがき（又は郵便切手84円）×債務者数

債務者に対する仮執行宣言付支払督促正本が送達できたかどうかなどを債権者にお知らせするためのものです。はがきは、債権者の宛名をお書きいただいたものをご準備いただきたく、ご協力をお願いします。

岡山簡易裁判所 督促係
電話 086-222-6771(代表)